



三 貸貸特定建築物の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額

四 貸貸特定建築物の整備のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千一百分の五を乗じて得た額（当該貸貸特定建築物について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額）

五 貸貸特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

六 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

認定集約都市開発事業者は、特定建築物の一部を賃貸の用に供する場合において、当該特定建築物に賃借人の全員又はその一部の共用に供されるべき部分（以下この項において「共用部分」という。）があるときは、前項の規定により算出した額に、当該共用部分について同項の規定を適用して算出した額をこれを共用する賃借人による賃貸の用に供する各部分の床面積の割合による按分その他の合理的な方法により按分して得た額を加えることができる。

認定集約都市開発事業者は、前二項の規定にかかるわらず、自己の整備した貸貸特定建築物で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、その部分相互間における賃貸料の均衡を図るため必要があると認める場合には、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を前二項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を賃貸料の額とすることができるとする。ただし、この場合において、賃貸料の額の合計額は、前二項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

第十九条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準は、貸貸特定建築物の推定再建築費用が、当該貸貸特定建築物の整備費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

(特定建築物の譲渡価額)

**第十二条** 法第十八条第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

一 特定建築物（その一部を譲渡する場合においては、当該譲渡する部分をいう。以下この条において同じ。）の整備に要した費用（当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）

二 特定建築物を整備するために借り入れた資金の利息（借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。）

三 特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合には賦課される額と譲渡に要する事務費等について市町村長が定めた方法により算出した額

認定集約都市開発事業者は、前項の規定にかかるわらず、自己の整備した特定建築物で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、その部分相互間における譲渡価額の均衡を図るために必要があると認める場合においては、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を譲渡価額とすることができる。ただし、この場合において、譲渡価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

認定集約都市開発事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかるわらず、市町村長の承認を得て、特定建築物の譲渡価額を別に定めることができることとする。

(換地計画の認可申請手続)

**第十三条** 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十九条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(各案換地明細)

(昭和三十年建設省令第五号)別記様式第六  
第十五条 法第十九条第一項に規定する土地区画  
整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則  
(一)の「記事」欄には、同様式備考6による  
もののか、従前の土地又は換地処分後の土地  
につき、同項の規定により保留地として定める  
場合に、その旨を記載するものとする。  
(各筆各権利別清算金明細)

(鉄道利便増進実施計画の認定の申請)

第十六条 法第二十一条第一項の規定により共通  
乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をし  
ようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記  
載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しな  
ければならない。

一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業  
者の氏名又は名称及び住所

二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業  
者を代表する者の氏名又は名称

三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類  
四 発行しようとする共通乗車船券の名称

五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額  
六 発行しようとする共通乗車船券に係る期  
間、区間その他の条件

第二款 鉄道利便増進事業

(鉄道利便増進実施計画の記載事項)

第十七条 法第二十二条第二項第六号の国土交通  
省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 低炭素まちづくり計画に鉄道利便増進事業  
に関連して実施される事業が定められている  
場合には、当該事業に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、鉄道利便増進事  
業の運営に重大な関係を有する事項がある場  
合には、その事項

(鉄道利便増進実施計画の認定の申請)

第十八条 法第二十三条第一項の規定により鉄道  
利便増進実施計画の認定を申請しようとする者  
は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交  
通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名

二 法第二十二条第二項各号に掲げる事項

前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第一条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（鉄道利便増進実施計画の変更の認定の申請）

第十九条 法第二十三条第六項の規定により認定鉄道利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更の理由

（軌道利便増進事業

（軌道利便増進実施計画の記載事項）

第二十条 法第二十五条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 低炭素まちづくり計画に軌道利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、軌道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

（軌道利便増進実施計画の認定の申請）

第二十一条 法第二十六条第一項の規定により軌道利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。





（ろ）										各種計算書	各部詳細図
書仕様	表機器										
昇降機	設備	外素化する建築	空氣調和装置等	給湯設備	照明設備	空氣調和設備	空氣調和設備以外の機械換様	空氣調和設備及び換様	空氣調和設備及び換様及び数		
方法	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御	昇降機の種別及び数	空氣調和装置等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数	給湯器具の種別及び数	照明設備の種別、仕様及び数	空氣調和設備の機器の種別、仕様及び数	空氣調和設備及び換様及び数	空氣調和設備及び換様及び数	空氣調和設備及び換様及び数	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の建築物のエネルギーの使用効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	縮尺
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数	給湯器の種別、仕様及び数	照明設備の種別、仕様及び数	機器その他の機器の種別、仕様及び数	機器その他の機器の種別、仕様及び数	機器その他の機器の種別、仕様及び数	機器その他の機器の種別、仕様及び数	低炭素化措置が低炭素化措置の法第五十四条第一号に規経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項	床の高さ及び構造並びに床及び基礎の構造

		(は)		給湯設備の制御方法	
		表機器		給湯設備の制御方法	
2		設備空気調和空気調和設備の種別、位置、仕様、仕様、数及び制御方法		外の低炭素化に資する建築設備の制御方法	
前項の表の各項目に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項目に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項目に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項目に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。		設備	空気調和	給湯設備	照明設備
3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。  (低炭素建築物新築等計画の記載事項)	第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。	設備	空気調和	給湯設備	照明設備
第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。  (低炭素建築物新築等計画の記載事項)	第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。	設備	空気調和	給湯設備	照明設備

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

(低炭素建築物新築等計画の記載事項)

**第四十二条** 法第五十三条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定期限及び完了予定期限とする。

**第四十三条** 所管行政庁は、法第五十四条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

前項の通知は、別記様式第六による通知書に第四十一条第一項の申請書の副本（法第五十四条第五項の場合においては、第四十一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則第一条の三の申請書の副本）及びこの添付四書と添えて行うものとす

準用する法第五十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第四項」と、同条第二項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第八」と、「法第五十四条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と読み替えるものとする。  
 (軽微な変更に関する証明書の交付)

**第四十六条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬ建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。**

**(磁気ディスクによる手続)**

**第四十六条の三 別記様式第五又は別記様式第七による申請書並びにその添付図書のうち所管行政庁が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。**

**(権限の委任)**

**第四十七条 法第三章第三節第一款から第四款まで及び第三十三条に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長(同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。)に委任する。**

一 法第二十三条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による認定及び同条第八項の規定による認定の取消しに係るもの(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可(鉄道事業法施行規則第七十七条第一項第一号に掲げるものの除外)若しくは同法第十六条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による届出(同令第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。)に係る鉄道利便増進実施計画に係るものに限る。)

二 法第二十六条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による認定及

2 法第三十一条及び第三十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長(同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。)も行うことができる。

**(書類の提出)**

**第四十八条** この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長(当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域に該事案が貨物運送共同化事業に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあっては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。)にわたるべきときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。に提出しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるべきときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長)を経由して提出しなければならない。

4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて貨物運送共同化事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長(当該事案が二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるべきときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長)を経由して提出することができる。

**附 則 (平成二八年一月三〇日国土交通省令第八五号)**

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の日(平成二十四年十二月四日)から施行する。

**附 則 (平成二九年八月三一日国土交通省令第九八号)**

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号)抄**

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則 (令和四年一月七日国土交通省令第七九号)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にされている都市の低炭素建築物新築等計画の認定による認定の申請に係る申請書の様式について、新規別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則 (令和四年九月一六日国土交通省令第六八号)抄**

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

2 この省令は、令和四年九月一日から施行する。

**附 則 (令和四年九月一六日国土交通省令第七五号)抄**

1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十月一日)から施行する。

2 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

**附 則 (令和六年三月八日国土交通省令第十八号)抄**

1 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の様式について、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(以下「新規別記」という。)別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。



樣式第一（第三条關係）

### 8. 篠崎都開発事業の施行による都市の近接化の効果

(休憩)



若しくは複合建物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建物の非住宅部分」に、複合建物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建物の住宅部分」に、「レ」マークを入れてください。

(外)  
○事務室、事務所、店舗の外壁の正面に上部看板

□事務室合計10箇所(1) (1箇所  
×年)  
○内壁  
□事務室合計10箇所(1) (1箇所  
×年)  
○内壁  
□事務室合計10箇所(1) (1箇所  
×年)  
○内壁  
□内壁に表示されるための方針等の看板

□会員登録改定基準を満たす場合に上部看板

(一タスク×一部屋×1箇所×1年)  
○内壁  
□事務室合計10箇所(1) (1箇所  
×年)  
○内壁  
□内壁に表示されるための方針等の看板

□会員登録改定基準を満たす場合に上部看板

(一タスク×一部屋×1箇所×1年)  
○内壁  
□事務室合計10箇所(1) (1箇所  
×年)  
○内壁  
□内壁に表示されるための方針等の看板

(外)  
○事務室、事務所、店舗の外壁の正面に上部看板

□会員登録改定基準を満たす場合に上部看板

(一タスク×一部屋×1箇所×1年)  
○内壁  
□事務室合計10箇所(1) (1箇所  
×年)  
○内壁  
□内壁に表示されるための方針等の看板

□会員登録改定基準を満たす場合に上部看板

(一タスク×一部屋×1箇所×1年)  
○内壁  
□事務室合計10箇所(1) (1箇所  
×年)  
○内壁  
□内壁に表示されるための方針等の看板

■諸費用計上・コストカーブ一覧表 CJ/年  
 (各セグメントの累積)

(外) 本社等によるこのセグメントの内部収益に関する事項

- 営業費 合計金額(%) 100(基準)
- 営業費 合計金額(%) 100(予算)
- 営業費 合計金額(%) 100(実績)
- 営業費 合計金額(%) 100(前年実績)

□ 営業収益 合計金額(%) 100(予算)を実現するため、販売量、改修又は標準等を下げる部分

- 営業収益 合計金額(%) 100(基準)
- 営業収益 合計金額(%) 100(予算)
- 営業収益 合計金額(%) 100(実績)
- 営業収益 合計金額(%) 100(前年実績)

□ 営業収益 合計金額(%) 100(予算)を実現するため、販売量、改修又は標準等を上げる部分

- 営業収益 合計金額(%) 100(基準)
- 営業収益 合計金額(%) 100(予算)
- 営業収益 合計金額(%) 100(実績)
- 営業収益 合計金額(%) 100(前年実績)

■諸費用合計と各セグメントの内訳

(外) 本社等によるこのセグメントの内部収益に関する事項

- 営業費 合計金額(%) 100(基準)
- 営業費 合計金額(%) 100(予算)
- 営業費 合計金額(%) 100(実績)
- 営業費 合計金額(%) 100(前年実績)

□ 営業収益 合計金額(%) 100(予算)を実現するため、販売量、改修又は標準等を下げる部分

- 営業収益 合計金額(%) 100(基準)
- 営業収益 合計金額(%) 100(予算)
- 営業収益 合計金額(%) 100(実績)
- 営業収益 合計金額(%) 100(前年実績)

□ 営業収益 合計金額(%) 100(予算)を実現するため、販売量、改修又は標準等を上げる部分

- 営業収益 合計金額(%) 100(基準)
- 営業収益 合計金額(%) 100(予算)
- 営業収益 合計金額(%) 100(実績)
- 営業収益 合計金額(%) 100(前年実績)

■諸費用合計と各セグメントの内訳

(外) 本社等によるこのセグメントの内部収益に関する事項

- 営業費 合計金額(%) 100(基準)
- 営業費 合計金額(%) 100(予算)
- 営業費 合計金額(%) 100(実績)
- 営業費 合計金額(%) 100(前年実績)

□ 営業収益 合計金額(%) 100(予算)を実現するため、販売量、改修又は標準等を下げる部分

- 営業収益 合計金額(%) 100(基準)
- 営業収益 合計金額(%) 100(予算)
- 営業収益 合計金額(%) 100(実績)
- 営業収益 合計金額(%) 100(前年実績)

□ 営業収益 合計金額(%) 100(予算)を実現するため、販売量、改修又は標準等を上げる部分

- 営業収益 合計金額(%) 100(基準)
- 営業収益 合計金額(%) 100(予算)
- 営業収益 合計金額(%) 100(実績)
- 営業収益 合計金額(%) 100(前年実績)

<p>〔背景情報〕</p> <p>(1) 事業者名 （次々とカネーへ販賣に関する事項）</p> <p>説明書 説明書へ次々とカネーへ販賣 説明書へ 説明書(1)</p>	<p>○/年</p> <p>○/年</p> <p>○/年</p>
<p>〔外生的要因(スムーズ化)〕</p> <p>(1) 併用部位の複数化 （既存の部位と新規の部位）</p>	<p>○/年</p>
<p>(2) 一度に複数の部位</p>	<p>○/年</p>
<p>（既存の部位と新規の部位）</p>	<p>○/年</p>
<p>〔内生的要因(スムーズ化)〕</p> <p>(1) 共通可塑性 （既存の部位と新規の部位）</p>	<p>○/年</p>
<p>（既存の部位と新規の部位）</p>	<p>○/年</p>
<p>〔他の要因〕</p> <p>（既存の部位と新規の部位）</p>	<p>○/年</p>

（問）  
1. [問題] **植物の葉**：葉は、茎の上に位置する植物の地上部を構成する最も重要な器官です。  
2. [問題] **根の構造**：根は、地下に位置する植物の地下部を構成する最も重要な器官です。  
3. [問題] **植物の花器官**：花は、被子植物の花の構造を示す最も重要な器官です。  
4. [問題] **果実**：果実は、被子植物の花の構造を示す最も重要な器官です。  
5. [問題] **根出葉**：根出葉は、根の上に位置する植物の地上部を構成する最も重要な器官です。  
6. [問題] **葉の構造**：葉は、茎の上に位置する植物の地上部を構成する最も重要な器官です。  
7. [問題] **花の構造**：花は、被子植物の花の構造を示す最も重要な器官です。  
8. [問題] **果実の構造**：果実は、被子植物の花の構造を示す最も重要な器官です。  
9. [問題] **根の構造**：根は、地下に位置する植物の地下部を構成する最も重要な器官です。  
10. [問題] **葉の構造**：葉は、茎の上に位置する植物の地上部を構成する最も重要な器官です。

において選択した用途に応じて、イからに止までのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからに止までの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する事項) 及び(一次エネルギー消費量



(第四面)

この際は、地盤変動等新規等による建物の新設等が、建築物のエネルギー消費性能合意判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。  
付近見図には、方角、道路及び目標となる地物を示明してください。  
記載範囲には、方角、方角、敷地範囲等、地盤内における建物の位置、計画に係る建物と他の建物との別別により敷地に接する道路の位置及び幅員を示明してください。

《第三面》



